

カスリーン台風が再来しても、八斗島地点の洪水流量は国交省の計算でも毎秒 1 万 6 7 5 0 m³ である

平成 2 2 年 1 月 1 2 日

今後の治水のあり方に関する有識者会議 御中

八ッ場ダム住民訴訟弁護団

弁護士 高橋 利明

カスリーン台風が再来しても、八斗島地点の洪水流量は国交省の計算でも毎秒 1 万 6 7 5 0 m³ であるから八ッ場ダムは要らない

第 1 概要

1 国土交通省（建設省河川局）は、昭和 5 5 年 1 2 月、既往最大洪水であったカスリーン台風洪水を対象洪水として、計画降雨を 3 日雨量で 3 1 9 mm（降雨確率 2 0 0 分の 1）、基本高水のピーク流量を八斗島地点 2 万 2 0 0 0 m³/S へと改訂した。八斗島地点の計画高水流量は、その後、1 万 6 5 0 0 m³/S と変更され、5 5 0 0 m³/S を上流のダム群で調節するとされているが、この過大な基本高水の設定が八ッ場ダム問題のすべての根幹に存在している。

そして、関東地方整備局のホームページでは、カスリーン台風が再来した場合、「ダムなし」の条件では八斗島地点に 2 万 2 0 0 0 m³/S の洪水が襲い、利根川中流部では破堤し、首都圏に 3 3 兆円の浸水被害が起こると広報している。

2 上述のとおり、上流のダム群で 5 5 0 0 m³/S の洪水調節を行うこととされているが、現状においては、上流の既設 6 ダムによる八斗島地点での洪水調節能力は平均値で 1 0 0 0 m³/S とされているから、八ッ場ダム（同調節能力 6 0 0 m³/S）が完成しても、整備率は 3 0 % であり、さらに多くのダムを利根川上流域に造らなければならないとしている。しかし、現在以上にダムを造るとの計画は存在せず、国土交通省の治水計画は、そもそも破綻しているのである。

3 国土交通省の計画の破綻論は別にして、住民訴訟の一審審理の途中で、既設 6 ダムを含む現況の河川管理施設の下では、カスリーン台風が再来しても、国交省の計算でも八斗島地点には計画高水流量である 1 万 6 5 0 0 m³/S とほぼ同等な 1 万 6 7 5 0 m³/S の洪水しか流れてこないことが、原告側の情報公開請求で入手した資料で明らかになった。

4 さらに、さいたま地裁からの関東地方整備局に対する調査嘱託によって明らかになった事実であるが、「八斗島地点 2 万 2 0 0 0 m³/S」という流出計算においても、同流量が無条件で流下するというのではなく、その流下には利根川上流域の各所で 1 ~ 5 m もの堤防の嵩上げや築堤が想定されていることが判明した。そして、現在も、それらの想

定改修はほとんど手つかずの状態であることが、昨夏の原告弁護団の現地調査で明らかになった。

- 5 訴訟の過程でこうした事実が積みあがり、国土交通省・関東地方整備局や訴訟当事者である群馬県、茨城県、千葉県は、各地裁での一審審理の最終盤になって、「 $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ は、将来の計画値である」ことを認め、また、現況の河川管理施設の下では、カスリーン台風が再来しても、八斗島地点には、 $1万6750\text{ m}^3/\text{S}$ しか流れないことを、正式に認めるようになった。
- 6 さらに、平成22年1月12日の東京新聞朝刊の報道によると、「八斗島地点 $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ 」というピーク流量の流出計算において前提条件とされていた利根川上流域での改修は、『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したものであることが判明した。同基本高水のピーク流量が到来するような上流域での河道改修の計画は存在せず、その見込みもないのであるから、「八斗島地点 $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ 」の洪水はあり得ないことが確実となったのである。
- 7 八斗島地点下流部では計画高水流量は $1万6500\text{ m}^3/\text{S}$ となっているところ、現在では、同流量を安全に流下させるだけの河道断面が確保されていて溢れることはない。したがって、これ以上、利根川中流部（八斗島地点下流部）の流量・水位を低減させる必要はなく、八ッ場ダムは不要となっているのである。

利根川ダム統合管理事務所HPが、カスリーン台風が再来すると、八斗島地点に $22,000\text{ m}^3/\text{S}$ が流れるとし、33兆円の被害が生ずると虚偽の広報を流し続けているのは、許しがたい国民への背信行為である。

第2 本論とその証拠資料

1 基本高水のピーク流量「八斗島地点に $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ 」が問題の根幹にある

- (1) 国土交通省（建設省河川局）は、昭和55年12月、既往最大洪水であったカスリーン台風（3日雨量 318 mm ）洪水を対象洪水として、計画降雨を3日雨量で 319 mm （降雨確率200分の1）、基本高水のピーク流量を、従前の八斗島地点 $1万7000\text{ m}^3/\text{S}$ から同 $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ へと改訂した（「利根川水系工事実施基本計画」）。しかし、改訂の理由については極めて簡単な説明しか行っていない。即ち、「その後の利根川流域の経済的、社会的発展にかんがみ、近年の出水状況から流域の出水特性を検討し、利根川上流の基準点八斗島における基本高水のピーク流量を $22000\text{ m}^3/\text{S}$ とし、上流ダム群で $6000\text{ m}^3/\text{S}$ を調節する」（同3頁）とするに止まっているのである。そして、八斗島地点に $2万2000\text{ m}^3/\text{S}$ が来襲する条件についても何らの説明のないものであった。
- (2) そして、平成17年、「利根川水系河川整備基本方針」を策定し、その際、八斗島地点での計画高水流量を $5000\text{ m}^3/\text{S}$ 増やし $1万6500\text{ m}^3/\text{S}$ と変更したが、基本高水のピーク流量が八斗島地点に到来する条件については、「ダムなし」という以外の条件の

説明は何も付されていなかった。

- (3) その後、関東地方整備局は、カスリーン台風が再来した場合の状況について、「昭和22年関東地方に大きな災害をもたらしたカスリーン台風と同じ降雨があった場合、洪水（想定された洪水）が発生した場合、利根川・八斗島地点（河口より185km地点）では、22,000m³/Sが流れると予想されます。」と広報している（利根川ダム統合管理事務所HP）。この広報は、カスリーン台風と同規模の降雨があれば、ダムなしでは、2万2000m³/Sの洪水が来襲するとの趣旨である。
- (4) そして、2万2000m³/Sの洪水が来ると、銚子の河口から136kmほど上流の栗橋地点付近の堤防が決壊して、1都5県に33兆円とかの被害が出るとも広報してきているのである（同HP）。

2 国交省の計算では、なお数基、十数基のダムが必要となる

- (1) 利根川水系の基本高水のピーク流量が2万2000m³/Sとされ、八斗島地点での計画高水流量が16500m³/Sとされ、ダムによる調節流量は八斗島地点で5500m³/Sとされているところ、既設6ダムの同地点における洪水調節流量は平均で1000m³/Sとされている。そこで、関東地方整備局によれば、ハッ場ダムが完成しても整備率は30%に止まるというのであるから（平成18年7月 「利根川上流ダム群再編事業（実施計画調査）」（国交省関東地方整備局作成）、ハッ場ダムが完成しても、さらに上流部に多くのダムを造らなければならない、としている。
- (2) 前原国土交通相は、平成21年10月27日の記者会見において、「……八斗島での洪水ピークを1秒間に2万2000立方メートルということにおいている訳ですが、……仮にハッ場ダムが完成したとしても、これはまだ更に造り続けなければ駄目ですよということになる訳でありまして、しかし他に計画がないのですね。「今までの所謂ピーク流量というものを前提にして、これは私から言わせるとダムを作り続ける方便なんですよね。こういったところも根本的な思想としてどうあるべきかということを見直していく」とされているのは、正に正鵠を得ているのである。

3 利根川の現況河川管理施設では1万6750m³/Sの洪水しか流れない

- (1) ところが、原告らが情報公開請求によって関東地方整備局から入手した資料によると、カスリーン台風規模の降雨（3日雨量318mm）があっても、八斗島地点には、1万6750m³/Sの洪水しか流れないことが分かった（「昭和22年9月洪水を対象とした場合の、八斗島地点のハイドログラフ」（関東地方整備局作成））。この洪水の規模は、ほぼ計画高水流量（1万6500m³）と同じである。

この事実は、これまで国交省が公表したことはなかった。沿川住民にとっては、まったく未知の情報であった。そして、国土交通省は、この情報を、今なお、公表していない。

- (2) こうした洪水の流出計算が行われていること、そして、その結果として、カスリー

ン台風規模の降雨があっても、八斗島地点には、この程度の洪水しか来ないことは、関東地方整備局の元河川部長であった河崎和明証人も認めた（河崎証言調書23～24、25、43～44頁。45～46頁。関連15～16頁）。そして、2万2000m³/Sは将来を想定したときのピーク流量であることも認めている（前同頁）。

(3) カスリーン台風洪水の氾濫調査については、河崎証人は、「そうした資料は見たことがない」（河崎証言調書28、16頁）と言い、「八斗島地点に1万6750m³/S」の場合、上流域（群馬県内）にどれくらいの氾濫があるのかについては明確な証言はなく、その場合の推定氾濫量は、プログラムを作って調べれば分かるとしながら、計算していないので分からないとした（53頁）。上流域で氾濫があるとしながら、カスリーン台風後、60年を経ても、関東地方整備局は、一度も氾濫調査をしたことがないのである。

4 裁判所からの調査嘱託によって、「八斗島地点に2万2000m³/S」は将来の計画値であることが判明

(1) さいたま地裁からの関東地方整備局への嘱託調査によって、「八斗島地点2万2000m³/S」の流出計算の根拠データの一部が明らかになった。それによると、八斗島地点に2万2000m³/Sというピーク流量が到来するには、烏川を含む利根川上流部の7カ所（堤防法線）において、現況の堤防よりも1～5mも堤防を嵩上げしたり、新たに築堤するという前提条件があることが判明した（「さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局の回答」）。

(2) この想定された改修工事について、原告弁護団は、平成21年夏（6月から10月の間）、その7地区（調査対象の7法線は末尾添付の地図に示す）をつぶさに調べたが、利根川本川の大正橋から坂東橋にかけての右岸（添付図の「調査対象地区の1」）の一部を除き、ほとんどの地区で工事未着工という状況であった。この意味でも、現況では、八斗島地点に2万2000m³/Sが来襲するおそれがないことが判明した（「基本高水「八斗島地点毎秒2万2000m³」のための改修状況調査報告書」）。

5 関東地整や各県も、現況では1万6750m³/Sしか来襲しないことを認めるようになった

(1) 関東地整と、群馬県、茨城県、千葉県は、計画降雨があっても2万2000m³/Sが来襲せず、1万6750m³/Sしか流出しないことを認めるようになった。

原告らが各地の裁判で追及した結果、国交省や群馬県、茨城県、千葉県は、一審の最終盤になって（東京地裁での審理が終結した後）、「現在の河川管理施設の下では、計画降雨があっても、2万2000m³/Sの洪水は来ない」と認めるに至った。3県は、関東地方整備局の指導の下に、「八斗島地点2万2000m³/S」という流出計算は、「将来的な河道断面等で、洪水調節施設がないという条件で検討」した数値であるということを、はっきり認めるようになったのである（群馬県知事の準備書面(21)7頁。ほかに茨城県同(19)

6 頁、千葉県同(23)7 頁)。そして、「カスリーン台風が再来しても八斗島には1 万6 7 5 0 m³/S」という事実も認めるに至った(前同各書面)。

(2) こうした各県の主張は、関東地方整備局の指導に基づくものであり、関東地整が作成した「回答」も、裁判所へ提出されている(前橋地裁へ提出された関東地整作成の「治水証言回答」)。

このように、「八斗島地点2 万2 0 0 0 m³/S」という流量は、将来の計画値であって、現況では流下しない流量であり、現況の河川管理施設では、「八斗島地点1 万6 7 5 0 m³/S」に止まることは、争いのない事実となっているのである。

6 「八斗島地点2 万2 0 0 0 m³/S」のための上流域での改修計画は不存在であることが分った

(1) 東京新聞1 月1 2 日の朝刊(2 4 面)では、「利根川・最大流量算出法に疑問」—『ハッ場』揺らぐ根拠、「保水力5 4 流域とも同一値」、「前提の堤防工事『仮設定』』と、ハッ場ダムの基本高水流量の計算手法に対して強い疑問を投げかける報道がなされた。同紙の報道によれば、同紙の取材に対して、関東地方整備局の河川計画課は、堤防改修については、『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したものと回答したと報じている。この報道は、「八斗島地点毎秒2 万2 0 0 0 m³」という基本高水の計算は単なる机上の計算結果であったことを示している。現況ないし近未来に想定される具体的な条件とは無関係に計算されているピーク流量であることが一層明らかとなった。

(2) 同紙によれば、関東地方整備局の河川計画課に対して、①計画降雨があった場合の河道への流出計算を行う場合の「一時流出率」や「飽和雨量」の設定が不自然ではないか、②「八斗島地点毎秒2 万2 0 0 0 m³」という基本高水の流出計算の前提とされている利根川上流域での堤防工事は進行しているのか、それは改修計画なのか、という点を取材して、同局の回答を報道している。ここでは、②の事項について取り上げる。

(3) ②の事項について、同紙の上記の疑問に対して、関東地方整備局河川計画課は、先にみたとおり、上流域での堤防改修について、『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したものと説明をしたというのである。

こうした担当官からの回答を得た結果の判断として、同紙は、「八斗島上流域の氾濫防止のための堤防嵩上げ改修工事については、現実の計画ではなく、計算のための仮設定であることも判明した。」と断じている。「八斗島地点毎秒2 万2 0 0 0 m³」という基本高水の流出計算は、現実に起こり得る想定条件の下で計算されているのではなく、正に机上の計算であったというのである。

(4) 関東地整の元河川部長であった河崎和明証人も、基本高水のピーク流量の算定の前提とされている上流域での河道改修について、原告ら代理人から整備目標等の予定年次を質されて、「この河道整備の目標年次はないと思う」(同証言調書6 0 頁)と証言していたところである。それが、この度の東京新聞の取材と報道で、『想定工事』ではなく、

計算のために断面図を仮設定したものだ」という新たな事実が判明したのである。「八斗島地点2万2000m³/S」が実現可能性のない机上の計算に過ぎないものであったことがますます確実になったところである。

7 八斗島下流部では1万6500m³/Sまでは計画河道断面は確保されている

(1) 次に、利根川中流部（八斗島地点下流部）の堤防等は、どの程度、整備されているか。平成18年2月作成の、「利根川水系河川整備基本方針 基本高水流量等に関する資料」によると、次のように説明されている。

- ① 計画高水流量を流すための「堤防高は概ね確保されており、既に橋梁、樋管等多くの構造物も完成している。」（24頁）
- ② 「直轄管理区間の堤防が全川の約95%にわたって概成（完成、暫定）している。」（29頁）

このように、計画高水流量規模の洪水では、利根川中流部以下で洪水は溢れることはないまでに整備が進んでいる。

(2) 別の資料からの点検をしてみると、次のようである。

同じく関東地方整備局が作成した資料（「利根川の整備状況（容量評価）」）によると、次のようである。

- ① 八斗島地点から取手までの利根川中流部の河道は、洪水を流す容量では99%の整備が終わっている。
- ② 取手から河口までは88.4%が整備されている。

(3) 国交省も長い間、巨額の治水投資を行って頑張ってきたから、利根川の中流部以下では、計画高水流量規模の洪水では溢れないようになってきているのである。なお、「溢れるか、溢れないか」の基準は計画高水位で比較しているが、実際には、その上に2mの高さの堤防がまだのっかっている（「余裕高は2m」）のである。

8 上流部のダムは、上流部の人のために造られるのではなく、下流部の人のために造られるのである。

言うまでもないことであるが、上流部のダム群は、下流首都圏のための流量・水位の低減のために造られるものである。国土交通省は、八ッ場ダム建設について、「費用対効果」の割合を算出しているが、その中で八ッ場ダム建設の便益を受ける地域は、八斗島地点下流の都県であると国民に広報している（八ッ場ダムの費用対効果の計算を示す平成19年度の資料のうちの「氾濫ブロック図」）。そうであるから、もう八ッ場ダムは不要なのである。

むすび

これまで述べてきたところから明らかなように、「八斗島地点毎秒2万2000m³」と

いう洪水の流出計算は机上の計算であって、その流出計算の前提条件とされている上流域での河道改修の想定は「改修計画」ともなっていないものなのである。計画が存在しないだけでなく、現に、そうした改修も行われていない。そして、関東地方整備局によれば、利根川の現況においては、カスリーン台風規模の降雨があっても、八斗島地点のピーク流量は毎秒1万6750 m³程度に止まるのであるから、現在以上にダムを造る必要はなくなっていることは明白である。不要なダムを造るべきでないことは改めて指摘する必要もないことである。

添付資料

上記の論述の中で引用した資料中、公表されていず、入手しにくい資料の一部ないし抜粋を添付しました。貴会議において必要とされる場合には、関係書証をいつでも提出します。

1 添付資料1 「調査嘱託書について（回答）」（標題部のみ3頁）

さいたま地方裁判所からの調査嘱託に対する関東地方整備局の回答である。（「第2の4」での記述に関する）

2 添付資料2 「基本高水『八斗島地点毎秒2万2000 m³』のための改修状況調査報告書」（標題部のみ3頁）

原告弁護団が、平成21年6月から10月にかけて、利根川上流部における「八斗島地点毎秒2万2000 m³」のための改修状況を調査した報告書である。（「第2の4」での記述に関する）

3 添付資料3 「群馬県知事から前橋地裁へ提出された準備書面（21）」の抜粋

現況の河川管理施設においては、八斗島地点毎秒2万2000 m³は来襲せず、同1万6750 m³に止まる旨を認めている書面である。（「第2の5」での記述に関する）

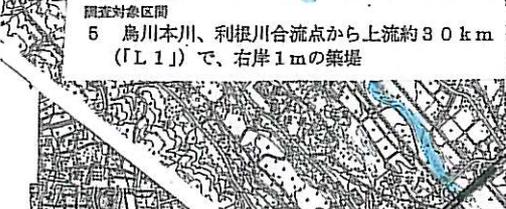
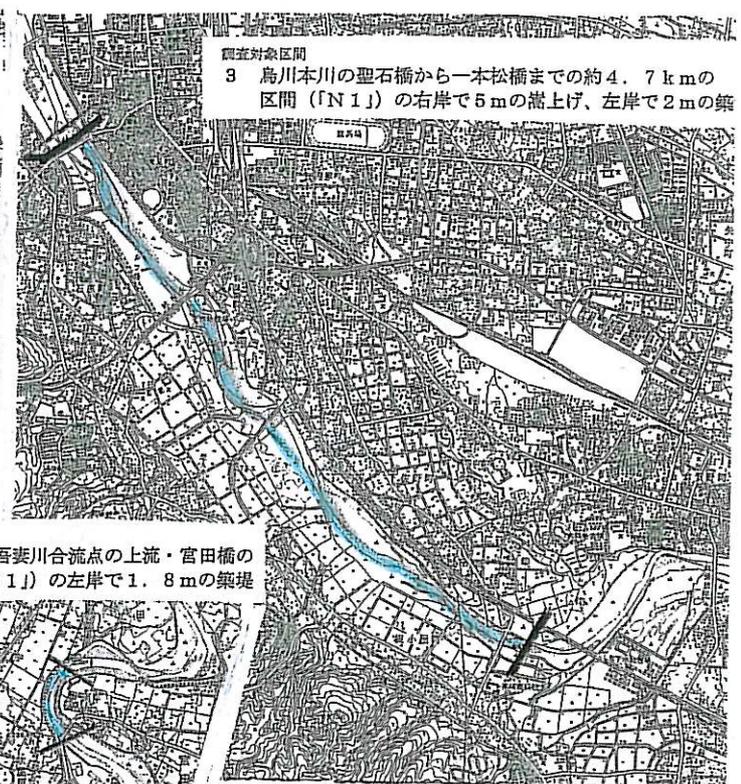
4 添付資料4 「八ッ場ダム住民訴訟に関する関係県からの意見照会に対する回答」（関東地方整備局作成）の抜粋

上記群馬県の準備書面での主張の基礎になっている見解が記述されている。（「第2の5」での記述に関する）

5 添付資料5 平成22年1月12日付朝刊（24面）

関東地方整備局河川計画課が、上流域での堤防改修について、「『想定工事』ではなく、計算のために断面図を仮設定したもの」と回答したとの報道が掲載されている。（「第2の6」での記述に関する）

平成21年夏に調査した利根川・烏川の堤防7法線





甲13 57号証

国関整河計第122号
平成20年1月10日

さいたま地方裁判所
第4民事部合議係
裁判所書記官 東 礼子 様

国土交通省関東地方整備局
河川部河川計画課



調査囑託書について (回答)

調査囑託のありました「利根川浸水想定区域図の八斗島上流域の流出計算に使用した前提条件」及び、「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」について別紙のとおり回答致します。

【本件の問い合わせ先】

国土交通省関東地方整備局
河川部河川計画課
建設専門官 竹本隆之
TEL:048-601-3151 (内線3619)
FAX:048-600-1378



【さいたま地裁 調査嘱託】 提出資料

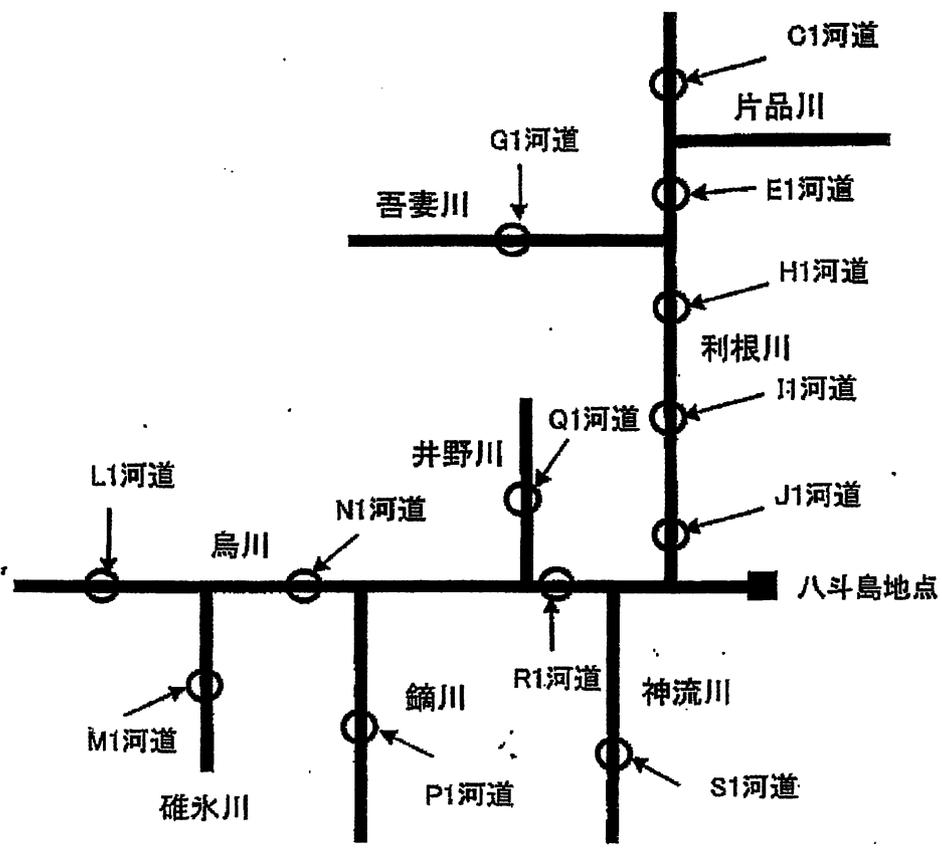
1) 利根川浸水想定区域図の八斗島上流域の流出計算に使用した前提条件

①利根川・八斗島上流の本川及び支川の各計算地点における河道データ（堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ）	P1~14
②利根川・八斗島上流の本川及び支川の各計算地点における粗度係数（河道の流下能力を規定する係数）の設定値	P15
③利根川・八斗島上流の本川及び各支川の洪水流量を計算するための洪水流出計算モデルの係数の設定値	P16
④利根川・八斗島上流における各ダムの洪水調節容量の設定値	P17

2) 利根川水系工事实施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件

①利根川・八斗島上流の本川及び支川の各計算地点における河道データ 堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ	P18~31 注)
②利根川・八斗島上流の本川及び支川の各計算地点における粗度係数 （河道の流下能力を規定する係数）の設定値	P32
③利根川・八斗島上流の本川及び各支川の洪水流量を計算するための洪水流出計算モデルの係数の設定値	P33

注) 群馬県の河道計画ではなく、国土交通省が計算に使用した断面です。



河道横断位置模式図

基本高水「八斗島地点毎秒2万2000m³」のための改修状況調査報告書

11月26日

報告者 弁護士 高橋利明

目次

はじめに

第1 調査日程と調査対象の概要

1～8まで。平成21年6月20日から同年10月13日までの8回の現地調査の日程と調査の項目等

第2 八斗島地点に「毎秒2万2000m³」が流出するための条件

- 1 八斗島地点に「毎秒2万2000m³」が流出するには上流部での大改修が前提
- 2 群馬県も「毎秒2万2000m³」は、「将来を想定した計画値」と説明
- 3 「2万2000m³計画」の前提条件たる利根川上流部の堤防改修の概要

第3 堤防の嵩上げ、築堤高1～5m以上の7法線の現況と想定改修状況

- 1 利根川本川の大正橋から坂東橋までの約4kmの区間（「H1」）の右岸で1.8mの築堤
- 2 利根川本川の、昭和大橋から福島橋を経て五料橋手前までの約10km区間の両岸（「J1」）で、1.0～1.8mの嵩上げ
- 3 烏川本川の聖石橋から一本松橋までの約4.7kmの区間（「N1」）の右岸で5mの嵩上げ、左岸で2mの築堤
- 4 利根川本川の吾妻川合流点の上流・宮田橋の直上流部（「E1」）の左岸で1.8mの築堤
- 5 烏川本川、利根川合流点から上流約30km（「L1」）で、右岸1mの築堤
- 6 鐺川上流部（「P1」）の左岸で2.4m、右岸で1.6mの築堤
- 7 井野川上流部（「Q1」）の両岸で2.7～3.0mの嵩上げ

第4 改修状況のまとめ

- 1 7法線の改修の想定は、30年を経過してほとんど未完
- 2 下流への流量を大きく増加させる改修は認められなかった

第5 上福島、福島橋の流下能力

- 1 上福島観測所、福島橋で水位・流量を検証した理由
- 2 福島橋上下流部のカスリーン時の流下能力
- 3 現在の堤防高、流下能力そして国交省の公表資料
- 4 「八斗島地点毎秒1万6750m³」の際の利根川本川の推計流量
- 5 上福島地点の流下能力の整理—計画高水位、堤防高、余裕高等
- 6 福島橋下流部での断面測定と検証

第6 まとめと考察

- 1 現在の基本高水のピーク流量を不合理がないと認定した原判決
- 2 利根川本川上流にはもともと堤防はなく、烏川水系の築堤は戦前に行われていた
- 3 「八斗島地点毎秒2万2000m³」の流出計算の前提条件である上流部の大改修は未実施であり、完成時期も定まっていない
- 4 計画降雨があっても、現況では「八斗島地点毎秒1万7650m³」しか流れない
- 5 国交省は、これまで上流域の氾濫調査をしたことがない
- 6 「八斗島地点毎秒2万2000m³」計画の前提条件たる改修計画が存在しないことを原判決も認めている
- 7 上流域の土地利用の改変による流量増加は0.5%にも満たない
- 8 むすび

添付資料等

- 1 さいたま地裁の調査嘱託に対する関東地方整備局からの回答（甲B57号証の4）に挙げられている「利根川水系工事実施基本計画の基本高水流量の計算に使用された利根川八斗島上流域の前提条件」の中の「①利根川・八斗島上流及び支流の各計算地点における河道のデータ 堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ」、及び、同回答に同じく挙げられている、「利根川浸水想定区域図の八斗島上流域の流出計算に使用した前提条件」の中の「利根川・八斗島上流の本川及び支川の各計算地点における河道データ（堤防高、河床高、川幅など、河道の状況を示すデータ）」の中から、堤防高1m以上の改修が想定されている7地区の河道断面図。（7組の河道断面図）
 - 2 上記7地区の河川における今回の調査対象地区の地図 7枚
 - 3 調査対象地区における現場写真
A 11枚 B 50枚 C 22枚 D 39枚 （合計122枚）
-

はじめに

本報告書は、八斗島地点に「毎秒2万2000m³」の洪水が来襲する前提条件として想定されている利根川本川上流部、烏川水系上流部の改修（堤防の嵩上げ、ないし築堤）が、実際に行われているか、そして、上流ダム群を含む現況の河川管理施設の下での計画降雨における八斗島地点のピーク流量・毎秒1万6750m³が上福島地点において安全に流下できる状況にあるかを調査したものである。

調査の結果は、上記の「毎秒2万2000m³」が八斗島地点に流出するに不可欠の前提条件である上流域の大改修は未着手に等しい状況であったこと、そして、上福島地点の安全性については、十分に確保されているという結論を得た。これを報告する。

第1 調査日程と調査対象の概要

八斗島地点毎秒2万2000m³が流下する前提条件としての、烏川水系を含む利根川上流域での河道大改修（1mないし5mの堤防の嵩上げ、築堤）が想定されている7法線について、各堤防の現況調査を目的として、各地の堤防を巡見した。それに、控訴人らが依頼した大熊孝新潟大学名誉教授の福島橋下流断面の測量作業を補助し、同教授による断面測定と同所の流下能力の鑑定結果を得た。

堤防調査活動等の日程と調査箇所のはらまは、以下のとおりである。

1 平成21年6月20日、21日

烏川聖石橋周辺と下流部、利根川本川の大正橋～坂東橋区間、利根川本川福島橋上下流の堤防、河道の各予備調査。

2 同年7月18、19、20日

烏川の支川・鐮川の富岡から下流・鐮橋上流までの調査。そして、利根川本川の五料橋から福島橋周辺までの右岸と左岸（一部）の徒歩による調査。烏川上流部・中河原橋周辺等、井野川での全川の上流側ほぼ半分の堤防調査。

3 同年8月7日、8日

利根川・昭和大橋から福島橋までの右岸の断続的な堤防調査。五料橋から昭和大橋までの左岸での断続的な堤防、河岸調査。烏川上流部、昭和橋～中河原橋区間での河道・堤防調査。鐮川上流部・塩畑堂橋～吉井大橋区間の右岸堤内地調査。

4 同年8月24日、25日

控訴人らが大熊孝教授に依頼した利根川福島橋下流の河道断面測量の予備調査を行うと共に、玉村町（左右両岸）でのカスリーン台風時の被害状況の聞き込み調査及び利根川右岸の関東自動車道の架橋部の上下流での自転車を利用した堤防調査。

平成16年(行ウ)第43号 公金支出差止等請求住民訴訟事件

原告 秋山博 外18名

被告 群馬県知事 外1名

準 備 書 面 (21)

平成21年1月16日

前橋地方裁判所民事第2部合議係 御中

被告兩名訴訟代理人弁護士

伴 義



被告群馬県知事指定代理人

戸神 博樹



同

村上 行正



同

本木 秀典



同

奥野 幸二



同

萩原 美紀



同

宮田 嗣美



同

中山 勝



立方メートル/秒)すら下回っている、②過去の29洪水を対象として最大流入量を求めた中から1洪水を選択し、時間雨量分布を計算者の意思により操作して計画最大流入量を定めている、③降雨の時間的な集中度について、計画値と実績降雨を基にした6時間雨量の最大流量を比較すると、国土交通省の流出計算モデルは過大な値が算出される、と主張している(大熊意見書15～16頁)。

(2)しかし、八ッ場ダム洪水調節計画の流出解析については、被告らのこれまでの準備書面における説明のとおりであり、①流域平均3日雨量が計画規模に匹敵していても八ッ場ダム地点の洪水のピーク流量に寄与する短時間降雨強度が小さかったため(いわゆるダラダラ雨であったため)、実績最大流量は少なかったものと推定される(国交省治水意見書回答19・20頁、河崎証人調書33・34頁)、②計画流量3900立方メートル/秒は過去の29洪水を対象として総合確率法により1/100確率流量を計算して設定されたものであり、1洪水を抽出し設定されたものではなく、計算者の意思により変えられるようなものではない(国交省治水意見書回答19・20・22頁、国交省治水証言回答7・8頁、河崎証人調書33・35頁)、③総合確率法という計算手法の性質から計画流量(3900立方メートル/秒)に対応するハイドログラフ、ハイレトグラフは存在せず、計画流入量に対応する時間雨量は算定できないはずであり、吾妻川上流域の時間雨量なるものは検証手法をよく理解していない原告側で勝手に作成したものに過ぎないため、これを流出計算モデルの可否を論じる信頼性のあるデータとみることはできず、また、流出計算モデルは吾妻川下流の村上地点における実績流量を用いて検証を行っており、信頼に足るものである(国交省治水意見書回答19・20・22頁、国交省治水証言回答7・8頁)。

3 利根川水系利根川浸水想定区域図に係るピーク流量について

(1) 大熊氏は、国土交通省が昭和55年12月の工事实施基本計画で基本高水のピーク流量を2万2000立方メートル/秒と定めたのは、カスリーン台風以降の利根川を取り巻く事情が一変し、昭和55年当時から八斗島地点で2万2000立方メートル/秒の洪水が発生する危険性があったためであるとし、その一方で、利根川浸水想定区域図(乙275号証の2参考資料⑱)の策定においては、現況の堤防状況・施設でのピーク流量は1万6750立方メートル/秒にしかないと説明を変えていると主張し、国土交通省があたかも同等な条件による解析の結果を変えたかのような主張をしている(大熊意見書29～31頁)。

(2) この主張については、国土交通省が茨城県の照会に対し回答した見解(乙278号証の1)に示されているとおり、異なる条件の下で算定された流量であり、国土交通省の説明が変わっているものではない(国交省治水証言回答12・13頁、河崎証人調書24～26頁及び43～46頁)。

すなわち、工事实施基本計画に定めた基本高水のピーク流量2万2000立方メートル/秒は、カスリーン台風と同規模の降雨量を前提に様々な降雨パターンを想定し、将来的な河道断面等で、洪水調節施設がないという条件で貯留関数法により計算した既往最大流量と概ね200年に1回程度生起する確率流量とを比較し、いずれか大きい方の値を採用することとした結果から定めた計画値としての流量であり、基本方針の策定に際して上記1(3)のように妥当性を検証した流量である。

一方、利根川浸水想定区域図を作成する際の1万6750立方メートル/秒は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件で算定しており、利根川上流部での流下能力不足による氾濫も考慮されている流量である。

上記の主張は、「将来」を想定した計画値と「現況」での流出計算結果とを混同し、条件が異なることを理解していないものでしかない(国交省治水証言

回答 11～13頁、河崎証人調書 23～28頁、43・44頁及び51頁)。

4 嶋津暉之氏の意見書(甲B79号証)について

(1) ハッ場ダムの治水効果について(甲B79号証2～4頁)

ア 嶋津氏は、甲62号証(以下「政府答弁書」という。)におけるハッ場ダムが洪水調節効果を有している29洪水について、降雨の引き伸ばし率の適用の是非や基本方針に定められた河道分担流量の計画高水流量1万6500立方メートル/秒に触れながら洪水を絞り込み、ハッ場ダムが役に立つのは12回に1回の割合でしかない、と主張している。

また、政府答弁書で明らかにされたとおり、実際の洪水に対する利根川でのハッ場ダムの治水効果を計算したものはなく、あくまで机上の計算のものに過ぎず、過去5.7年間の実績最大流量が発生した平成10年9月洪水に関する試算結果でも治水効果はわずかである、と主張している。

イ これらの主張については、国土交通省の回答(乙298号証の1)に示されているとおり、ハッ場ダムの治水効果を過小評価するように恣意的に洪水データを排除しようとするものであって、河川工学的な根拠を持たない全く意味のない主張である。また、治水計画は計画規模の洪水を想定して立案されているので、計画規模に満たない実際の洪水に対する効果を計算しても意味がないため、国土交通省において検証していないのである。

そもそも利根川の治水計画は、ハッ場ダムを含む様々な対策を講じた結果により達成されるものであるから、平成10年9月洪水という1つの洪水を抽出しハッ場ダムの必要性を議論しても意味はない(乙298号証の1(2～4頁))。

(2) カスリーン台風再来時の堤防決壊計算について(甲B79号証5～7頁)

ア 嶋津氏は、現況の想定氾濫計算について、国土交通省が算定したカスリーン台風が再来した場合の洪水ピーク流量1万6750立方メートル/秒とカスリ

添付資料 4

副 本

甲第 90 号証

~~乙278号証の1~~

事 務 連 絡

平成 20 年 10 月 22 日

関係都県

八ッ場ダム住民訴訟担当課長 様

国土交通省関東地方整備局

河川部 地域河川調整官



八ッ場ダム住民訴訟に関する

関係県からの意見照会に対する回答について（参考送付）

現在、1都5県において提訴されている八ッ場ダム住民訴訟において、原告から治水計画に関する意見書の提出及び証人尋問が行われ、これら
の内容に関して関係県から意見照会があり、今般、別添のとおり回答い
たしましたので、参考のため送付します。

不明な点等があれば、下記担当あてに連絡をお願い致します。

担 当

国土交通省関東地方整備局

河川部 河川計画課

建設専門官 青木賢治

TEL:048-601-3151<内 3618>

FAX:048-600-1378

国 関 整 河 計 第 5 4 号
平 成 2 0 年 1 0 月 2 1 日

茨 城 県 知 事

橋 本 昌 様



国 土 交 通 省 関 東 地 方 整 備 局 長

菊 川 滋

ハッ場ダム建設事業における大熊孝氏の証言について。(回答)

平成20年9月4日付け河第433-1号で照会のありました標記について、別紙のとおり回答します。

5 新たなる洪水調節施設の必要性について

(1) 昭和55年の河川工事実施計画には、基本高水のピーク流量を毎秒2万2,000 m^3 としたのは、カスリーン台風以降、利根川流域の各支川は河川改修等により流下能力が増大し下流の氾濫の危険性が高まったこと、また、流域の開発が上流の中規模都市にまで及び、洪水の流出量を増大させるなど利根川を取り巻く事情が一変したことからであると書かれており、昭和55年当時から計画降雨があれば八斗島地点で毎秒2万2,000 m^3 の水が出る危険性が既に生じていたとしていたが、今日では、国土交通省は、利根川浸水想定区域図において、現況の堤防の状況・施設では、八斗島地点でのピーク流量は毎秒1万6,750 m^3 しか出ないといっており、昭和55年以來の国土交通省の説明と変わってきている。

(2) 平成18年策定の利根川水系河川整備基本方針では、利根川の基本高水のピーク流量は毎秒2万2,000 m^3 で、八斗島地点下流の河道で毎秒1万6,500 m^3 の流下能力を確保するという計画にした。一方で国土交通省は、利根川浸水想定区域図において、現況の堤防の状況・施設でのピーク流量は、毎秒1万6,750 m^3 しか出ないといっている(甲B39号証)。

利根川上流域で宅地化が進むとか、山林面積が大きく減るとかの流出機構が変わらなければ、流域平均3日雨量319mmの計画降雨があったとしても八斗島地点では毎秒1万6,000 m^3 から1万7,000 m^3 ぐらいしか流れない。

毎秒1万6,500 m^3 の河道流下能力があれば、堤防の余裕高を考慮すれば毎秒1万6,750 m^3 は流せない流量ではなく、上流にダムによる洪水調節は、ほとんど要らないこととなり、新たに大きなダムを造る必要はない。

なお、河崎証人は、現況においてカスリーン台風と同規模の降雨があったとして、ダムが無いという前提でも八斗島地点での基本高水のピーク流量は毎秒2万2,000 m^3 となることはないと言っており、大熊証人も同意見である。

回答)

(1) 工事実施基本計画では「～流域の出水特性を検討し、」と記述されており、乙第157号証の1では「利根川を取り巻く情勢が一変したため、これに対応した治水対策とする～」と記述している。これらの説明はいずれも、現況(昭和55年時点)の河道等の状況で、計画降雨を与えた場合に八斗島地点でのピーク流量が毎秒2万2,000 m^3 になるという説明をしているものではなく、カスリーン台風以降、昭和55年までの状況変化を踏まえ、昭和55年時点での河川整備に対する社会的要請や今後想定される将来的な河川整備の状況等も含めた検討を行い、将来的な計画値として基本高水のピーク流量を毎秒2万2,000 m^3 と定めたことを説明したものである。

また、利根川浸水想定区域図を作成する際の流出計算は、カスリーン台風の実績降雨を与え、現況の河道断面で現況の洪水調節施設(既設6ダム)があるという条件で貯留関数法による計算を行ったものである。計算の結果、利根川上流部の河道断面が現況では流下能力が不足していることから氾濫があり、八斗島地点に到達するピーク流量は毎秒1万6,750 m^3 となったというものである。

すなわち、前者は、将来的な河道断面等を想定し、洪水調節施設がないという条件で検討した結果から定めた計画値としての流量(毎秒2万2,000 m^3)であり、後者は、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件での計算流量(毎秒1万6,750 m^3)であって、両者の前提条件は全く異なっているのである。

これらの基本高水のピーク流量の定め方や現況での計算流量に関する説明は、これまで一貫して行っており、昭和55年当時と現在とで説明が変わっているわけではない。

(2) 前述したとおり、基本高水のピーク流量毎秒2万2,000 m^3 は、将来的な河道断面等を想定し、洪水調節施設がないという条件で検討した結果か

ら定めた計画値であり、利根川浸水想定区域図を作成する際の毎秒1万6,750 m³は、現況の河道断面で現況の洪水調節施設があるという条件での計算流量である。

大熊証人の証言は、「将来」を想定した計画論としての流量と「現況」での流出計算結果に基づく流量を混同しているものであり、それぞれの前提条件は全く異なっていることを理解していない主張である。

さらに、大熊証人は「計画降雨があったとしても八斗島地点では毎秒1万6,000 m³から毎秒1万7,000 m³ぐらいしか流れない。」と主張しているが、全く根拠のない主張である。

また、大熊証人は「余裕高を考慮すれば毎秒1万6,750 m³は流せない流量ではなく、上流にダムによる洪水調節は、ほとんど要らない～」と主張しているが、構造令の解説において余裕高は、「堤防の構造上必要とされる高さの余裕であり、計画上の余裕は含まないものである。」とされており、河川堤防という構造物の基本を知らない者の主張である。

なお、河崎証人は「現況においてカスリーン台風と同規模の降雨があったとして、ダムが無いという前提でも八斗島地点での基本高水のピーク流量は毎秒2万2,000 m³となることはない。」といった証言をしている事実はない。

河崎証人は、基本高水のピーク流量毎秒2万2,000 m³と利根川浸水想定区域図を作成する際の毎秒1万6,750 m³は、前提条件が異なることから、両者を単純に比較することはできない旨を説明しているものである。

参考資料)

- ⑤ 「改定 解説・河川管理施設等構造令」

((社)日本河川協会、平成12年3月)

- ⑧ 「利根川水系工事実施基本計画」(河川局、昭和55年12月)

